

福山市子育て応援ウィーク広報チラシ制作・発行・新聞折込配布業務委託 仕様書

1 業務名

福山市子育て応援ウィーク広報チラシ制作・発行・新聞折込配布業務委託

2 委託期間

契約締結の日から2025年（令和7年）11月28日（金）まで

3 業務の目的

現在、こども家庭庁を中心に「異次元の少子化対策」が進められており、また2023年（令和5年）12月には「こども大綱」が発表され、地方自治体においても少子化対策が本格化しているところである。

市民や市内企業に対し、広報チラシを活用し子育て応援ウィークの取組を周知し、認知度を上げることで、育児期の柔軟な働き方を推進し、子育てに温かい社会づくり、共働き共育での機運の醸成を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

ネウボラ推進課の指示により、企画・制作（イラスト作成、デザイン、レイアウト等）、印刷、発送（ネウボラ推進課、新聞折込業者への発送：別紙「福山市子育て応援ウィーク広報チラシ 配布先一覧」参照）までを行う。

また、チラシ内に協賛企業からの広告スペースを設け、企業名等の情報を掲載するとともに、協賛企業の募集を行う。

（1）規格：タブロイド判、オールカラー両面印刷

（2）発行日：2025年（令和7年）11月1日から
2025年（令和7年）11月9日の間

（3）発行回数：1回

（4）印刷部数：103,000部（ネウボラ推進課配布分を含む）

（5）紙質等：コート紙（70.5K） 4色／4色
輪転B4（白淵あり・針穴あり）382×273mm

（6）納入期限：ネウボラ推進課が別に指定する日

（7）納入場所：ネウボラ推進課、新聞折込業者

（8）各号の委託業務が完了した時は、別紙様式の委託業務完了報告書を提出すること。

5 折込配布先・折込配布方法等

（1）新聞折込配布先

福山市内の区域で、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞、産経新聞、中国新

聞、山陽新聞の朝刊7紙のいずれかを定期購読する全世帯に、あらかじめ福山市が指定した配布日にチラシを折り込み、配布すること。

(2) 折込配布必要部数の報告

ア 契約受託者は、福山市の請求に基づき「新聞販売店別折込必要部数」を提出すること。

イ 折込必要部数に変動が生じた場合には、契約受託者は地区別の必要枚数一覧等必要なデータを福山市へ報告すること。

6 広告印刷の仕様

(1) 広告の掲載サイズについては、チラシ全体のレイアウトに合わせるとともに、ネウボラ推進課と協議して決定すること。

(2) 広告の色はカラー刷りとする。

7 広告審査基準等

(1) チラシに掲載する広告の内容が、必要な基準に適合することを審査する体制を有すること。

(2) 上記(1)の基準は、福山市広告事業実施要綱第4条及び福山市広告掲載基準と同様であること。

(3) 広告の募集、審査、選定及び掲載並びに掲載した広告に係る苦情の対応は、業者が自らの責任において行うものとする。

8 広告の募集及び掲載等

(1) 広告主及び広告の募集

広告主及び広告の募集については、広告代理店が行うものとし、自らが広告の募集者であることを明らかにし、福山市が広告の募集者であることの誤解が生じないよう努めなければならない。

(2) 広告掲載の可否

広告掲載の可否については、福山市広告事業実施要綱及び福山市広告掲載基準に基づき広告代理店が広告主及び広告原稿の審査を行い決定すること。申込受理及び審査等に際して疑義があるときは、福山市の指示を受けて対応すること。

(3) 広告掲載する企業・団体

広告掲載する企業・団体は、子育て応援ウィークの取組に参加する企業であり、掲載する内容は、企業名及び団体名並びにロゴに併せて、企業の取組内容を掲載するものとする。

(4) 広告掲載料

広告を掲載する企業・団体からは広告掲載料を受領するものとし、広告掲載料につ

いては、ネウボラ推進課と協議の上決定するものとする。また、広告掲載料については、広告掲載企業及び団体決定後、福山市へ一括で納入すること。

9 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 その他

（１）契約受託者は、契約締結後速やかに次の書類を福山市へ提出すること。

ア 担当者名簿

イ 配布までの工程予定表

ウ 配布の具体的な流れ

（２）契約期間中は、常時１人以上の担当者が対応可能な体制を組むこと。

（３）レイアウト、デザイン等については、ネウボラ推進課と協議の上、見やすく、しかも興味を引くものとなるよう工夫すること。

（４）契約金額にはデザイン・レイアウト料を含むものであり、数種類のデザイン・レイアウト案を求めることがある。また、契約期間中にデザインやレイアウト等の変更・修正を求めることがある。

（５）発送先への送料及び梱包等に係る経費は、受注者の負担とする。なお、納入日、納入先及び納入部数等に変動があった場合には、別途連絡する。

（６）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、ネウボラ推進課と協議し、その指示に従うものとする。